

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		桜美林大学			設置者名		学校法人 桜美林学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
リベラルアーツ学群		950人	中一種免(国語)	平成20年度	1,030人	47人	14人	14人	
			高一種免(国語)	平成20年度			16人		
			中一種免(社会)	平成20年度			8人		
			高一種免(地理歴史)	平成20年度			10人		
			高一種免(公民)	平成20年度			6人		
			中一種免(数学)	平成20年度			1人		
			高一種免(数学)	平成20年度			1人		
			中一種免(理科)	平成20年度			0人		
			高一種免(理科)	平成20年度			0人		
			高一種免(情報)	平成20年度			5人		
			中一種免(英語)	平成20年度			9人		
			高一種免(英語)	平成20年度			13人		
			中一種免(中国語)	平成20年度			0人		
			高一種免(中国語)	平成20年度			0人		
総合文化学群		250人	中一種免(音楽)	平成18年度	252人	18人	14人	3人	
			高一種免(音楽)	平成18年度			14人		
			中一種免(美術)	平成18年度			2人		
			高一種免(美術)	平成18年度			2人		
ビジネスマネジメント学群	ビジネスマネジメント	320人	高一種免(商業)	平成19年度	446人	3人	3人	1人	
健康福祉学群		200人	中一種免(保健体育)	平成19年度	231人	73人	27人	4人	
			高一種免(保健体育)	平成19年度			28人		
			高一種免(福祉)	平成19年度			1人		
	保育専修	うち50人	幼一種免	平成21年度			44人		11人
入学定員合計		1,720人	合計		1,959人	141人	218人	33人	
大学名		桜美林大学(大学院)			設置者名		学校法人 桜美林学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
国際学研究科	国際学専攻	10人	中専免(社会)	平成21年度	9人	0人	0人	0人	
			高専免(地理歴史)	平成22年度			0人		
			高専免(公民)	平成21年度			0人		
老年学研究科	老年学専攻	20人	高専免(福祉)	平成20年度	12人	0人	0人	0人	
経営学研究科	経営学専攻	30人	高専免(商業)	平成21年度	29人	0人	0人	0人	
言語教育研究科	日本語教育専攻	30人	中専免(国語)	平成21年度	27人	0人	0人	0人	
			高専免(国語)	平成21年度			0人		
	英語教育専攻	10人	中専免(英語)	平成21年度	1人	0人	0人		
			高専免(英語)	平成21年度		0人	0人		
入学定員合計		100人	合計		78人	0人	0人	0人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月12日（月）

実地視察大学：桜美林大学

実地視察委員：横須賀薫委員、酒井朗委員、関根明伸委員

## 【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程、教員組織等についてはおおむね教職課程認定基準を満たしている。
- 特に、中学校及び高等学校教諭の教職課程においては、教科及び教職の両方の専門的知識・技能を確実に担保する必要があることから、教員免許状の取得を目指す学生については、幅広い知識と総合力を身に付ける教育をしつつも、教科の専門性を担保できるような履修指導に努めていただきたい。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 免許状取得者数が相対的に少ない学群等が多い中で、学生がどの学群等に所属していたとしても、教職を志す場合においては、教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、全学的組織である教職センターの機能強化を図り、引き続き、教職課程に係る教育課程及び教員組織等の充実に努めること。また、教職に関する科目については、法令上の規定を満たしているか否かについて、教職センター等の全学的組織を中心に確認するように努めること。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- リベラルアーツ学群においては、学生が選択する専攻と、取得することが可能な免許教科との関連性が薄くなる可能性があることから、教員免許状の取得を目指す学生が、教科の当該専攻を履修することを通じ、免許教科の専門的知識・技能を確実に修めることができるよう、教育課程の編成及び履修指導に努めること。
- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。また、自己点検ができる仕組みを検討すること。

○個々の授業において、実践的な内容の学修が充分になされているようには見受けられなかった。実務家教員の適正配置や学修内容の充実を図り、学生が実践的な内容を学べるように工夫すること。

### 3. 教育実習の取組状況

○中学校及び高等学校の教職課程においては、大部分の学生が母校において教育実習を行っている状況が確認された。

教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、母校実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

また、やむを得ず母校実習を行う場合でも、大学が、実習校と連携し、教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学としての教職指導方針について説明を行うなど、適切な実習指導、公正な評価となるように努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職指導室において大学院生等を配置して、学生へのアドバイスや進路相談に対応しているとのことであったが、学生への指導について、来室者だけを対象とするのではなく、教職を志す全ての学生に対して、積極的な働きかけをし、学生の意識を高めるような取り組みを期待する。

○教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものであることから、教職指導体制を整え、履修カルテを効果的に活用するとともに、学生に対して、積極的に教職指導を行っていくよう努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○今後、教育委員会・学校と教員養成を担う大学との連携・協働による教員の資質能力の高度化が求められていることを踏まえ、地元教育委員会・学校との定期的な情報共有のみならず、学生を積極的に学校ボランティア等に送り出すなど、大学側から地元教育委員会・学校に対し働きかけを行い、更なる連携・協働を図るよう努めること。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○施設・設備等は充実している。

7. その他特記事項

○大学院における教職課程においては、教員免許状取得希望者も少ないが、今後、大学院において専修免許状の取得を目指す学生に対しては、教科や教職に関する高度な専門的知識はもとより、知識・技能を活用する学習活動や課題探求型の学習等を学校現場において展開できる実践的な指導力をも修得できるような教育課程の編成及び履修指導等が行われることを期待する。